

公益社団法人北海道社会福祉士会慶弔見舞金規程

規程第2号

2005年11月5日制定

2016年1月23日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）の職員及び会員に慶弔事があった際の慶弔金及び見舞金の支給について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程における対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本会定款第2条に規定する事務所に勤務する常勤の事務局職員（以下「職員」という。）
- (2) 本会定款第5条第1項第1号に規定する正会員（以下「正会員」という。）

(種類)

第3条 この規程において慶弔金及び見舞金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金
- (4) 傷病見舞金

(結婚祝金)

第4条 職員本人が結婚したときは、結婚祝金として1万円を支給する。

2 正会員本人が結婚したときは、当該会員の申し出に基づき結婚式が行われる日において、祝電を打つものとする。

(出産祝金)

第5条 職員である本人または配偶者が出産したときは、出産祝金として1子につき1万円を支給する。

(弔慰金)

第6条 弔慰金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 職員である本人が死亡した場合、金1万円と弔電を打つとともに供花を支給する。

(2) 職員の父母(養父母を含む)、配偶者、子女が死亡した場合は、金1万円と弔電を打つとともに供花を支給する。

(3) 正会員本人が死亡したときは、葬儀が行われる日において、弔電を打つ又は供花を支給する。

(傷病見舞金)

第7条 職員である本人が、本会の業務に起因して負傷または被病し、医師の診断によって7日間以上の入院または療養をした場合に、傷病見舞金として1万円を支給する。

(支給の方法)

第8条 対象者が第4条から前条までの規定に該当するに至ったときは、原則として本人の申し出により事務局まで連絡し、請求するものとする。

2 職員本人が死亡したときは、職員の遺族からの申出によるものとする。

3 正会員本人が死亡したときは、当該会員の遺族又は当該会員が属する地区支部長等の申出によるものとする。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立許可のあった日(2006年12月18日)から施行する。

2 2007年11月3日改正

3 2010年1月30日改正

4 この規程は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。

5 この規程は、2016年1月23日から施行する。